

東京圏から

(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)



廿日市市へ

はつ か いち し
広島県廿日市市で移住+就業等する人へ

廿日市市 移住支援金

を支給します！



单身



60万円

2人以上の世帯



100万円

廿日市市って
どんなまち？



まずは裏面の
対象要件をチェック！

18歳未満の世帯員

+100万円



ちょうどいい、みつめた。

廿日市市
はつかいちし

1. 移住等に関する要件【次の（１）（２）（３）すべてに該当すること】

（１）移住元要件

移住する直前の１０年間のうち、通算５年以上かつ直前の１年間について、①または②に該当する。

①東京２３区内に在住していた

②東京圏のうち条件不利地域（市公式ホームページ参照）以外の地域に在住し、東京２３区内へ通勤していた

（２）移住先要件

次の全てを満たしている

- ・ 廿日市市への移住後１年以内である
- ・ ５年以上廿日市市に継続して居住する意思がある

（３）その他の要件

次の全てを満たしている

- ・ 暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない
- ・ 日本人である。もしくは、外国人であり、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格がある

2. （１）から（５）のいずれかの要件を満たしている *一部抜粋（詳細は市ホームページへ）

（１）就業要件（全てを満たしている）

- ・ 広島県のマッチングサイト「ひろしまワークス」に移住支援金の対象として掲載された求人に応募して就業した
- ・ 週２０時間以上の無期雇用契約である
- ・ ５年以上当該法人に継続して勤務する意思を有している
- ・ 転勤や出向などによる勤務地の変更ではなく新規の雇用である

（２）専門人材要件（全てを満たしている）

- ・ 週２０時間以上の無期雇用契約である
- ・ ５年以上当該法人に継続して勤務する意思を有している
- ・ 転勤や出向等による勤務地の変更ではなく新規の雇用である

（３）テレワーク要件（全てを満たしている）

- ・ 所属先の企業などからの命令ではなく、自己の意思によって移住し、廿日市市内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- ・ 本市で週２０時間以上テレワークを実施していること
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金などを活用した取り組みの中で所属先企業などから資金提供されていない

（４）関係人口要件（①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当）

① 支給対象者の要件

- ・ 廿日市市に居住経験がある者
- ・ ３親等以内の親族が廿日市市に居住している
- ・ 廿日市市の地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者
- ・ 廿日市市にふるさと納税を行ったことがある者

② 地域の担い手確保の主な要件

- ・ 廿日市市の事業所（店舗、工場等）を承継した者
- ・ 廿日市市に事業所を有する交通事業者就職した者

（*要件は主なものを抜粋 詳細は市ホームページへ）

（５）起業要件

１年以内に広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を受けた

詳細は市ホームページへ



問い合わせ
廿日市市経営企画部プロモーション戦略課
電話 ０８２９－３０－９２２１
メール promotion@city.hatsukaichi.lg.jp